

## 門真市部活動地域展開推進業務委託（運動部）仕様書

### （適用範囲）

本仕様書は、門真市（以下「発注者」という。）が発注する「門真市部活動地域展開推進事業（運動部）業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

### （背景と目的）

文部科学省が令和7年12月に策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」では、急激な少子化が進む中でも、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、「改革実行期間」における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等について、地域の実情等を踏まえながら改革を進めていく必要があるとされている。

また、教師の多忙な勤務の状況に鑑み、公教育の再生等の観点を踏まえ、学校教育の質の向上にも資する学校における働き方改革の推進を図ること、部活動の地域への展開等を通じて、子供や大人、高齢者や障害者等の参加・交流も促進され、スポーツ・文化芸術活動を楽しむ人の広がりや増加のほか、スポーツ・文化芸術活動を通じた人々のウェルビーイングの向上や、健康長寿社会の実現、地域社会の維持・活性化などにつながることも期待される。

このことを受け、従来部活動が担ってきた子どもの居場所としての機能も踏まえ、少子化の中でも将来にわたり、本市の子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保する必要がある。本業務は、部活動指導を学校外の団体に委託し、地域におけるスポーツ・文化芸術活動の運営団体や指導スタッフの確保方策、費用負担の在り方などの課題等を整理・検証し、生徒にとって望ましい持続可能な部活動の実現を図ることを本事業の目的とする。

### （契約期間）

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

### （実施種目及び拠点数）

実施種目は軟式野球、バトミントン、卓球、男子バスケットボール、女子バスケットボール、ソフトテニス、サッカーとし、拠点数は最大で10拠点とする。活動拠点場所については、受注者と発注者と協議の上、決定すること。

なお、令和7年度実績は下記表のとおり。

#### 【参考：令和7年度実績】

No	種目	参加者数	対象校	地域クラブ拠点数
1	軟式野球	26人	第二中学校	1拠点

			第四中学校	
2	バドミントン	114人	第二中学校	2拠点
			第五中学校	
			第四中学校	
3	卓球	64人	第二中学校	3拠点
			第三中学校	
			第五中学校	
			第七中学校	
			門真はすはな中学校	
4	男子バスケットボール	15人	第四中学校	1拠点
5	女子バスケットボール	19人	第四中学校	1拠点
6	ソフトテニス	42人	第四中学校	1拠点
7	サッカー	42人	第二中学校	2拠点
			第四中学校	

(業務内容等)

(1) 地域クラブ活動運営業務

受注者は、地域クラブ活動の運営を担うため、以下の業務を遂行する。

①事務局スタッフ（コーディネーター）の配置

受注者は、本業務を担う事務局を設置し、コーディネーターを配置すること。

②指導スタッフの確保及び配置

指導に従事するスタッフを確保し、当該スタッフを配置すること。なお、事前に学校にヒアリングを行い、現場の要望に応じたスタッフの確保に努めること。また、指導スタッフは極力固定することが望ましいが、複数人でローテーションを組んでも差し支えない。兼職兼業の教員が、緊急で学校業務に従事しなければならない場合は、学校業務を優先することとし、その場合は可能な限り代替の指導スタッフを確保すること。

③生徒、保護者及び学校等との連絡調整・連携

受注者は練習日の生徒の出欠連絡管理を行うほか、生徒・保護者からの問い合わせに対応するものとする。また、練習中のトラブル（けがや事故、生徒同士のトラブル等）について、保護者、発注者及び学校等の関係者に速やかに報告するとともに、必要な措置を行うこと。

④指導スタッフに対する研修業務

受注者は、指導スタッフに対して安全管理や体罰・ハラスメント等防止、コンプライアンス等の必要な研修を受講させること。

(2) 保護者・生徒・学校・指導スタッフに対するアンケートの実施

受注者は発注者と連携のうえ、保護者・生徒・学校（校長・顧問等）・指導スタッフに対するアンケートを作成・実施し、地域での活動の課題や費用負担、本市立学校・地域への普及に向けた検証を行い、発注者ならびに発注者が主催する協議会等にて報告を行うこと。

なお、質問内容等については、事前に発注者と協議を行うこと。

(3) 持続可能な仕組みづくり

受注者は、本市の実情に応じた持続可能な仕組みづくりのために、以下の項目について取り組むこと。

- ①財源確保の提案
- ②地域クラブへの効果的な参加促進施策
- ③指導スタッフの資質向上のための施策

また、令和9年度以降認定地域クラブを想定して、各団体が独立して運営ができるような業務支援を行うものとする。

(4) 報告書作成業務

受注者は以下の報告書の作成を行うものとする。

①活動報告書

受注者は毎月の活動報告（生徒の参加状況、活動日時、事故・苦情・その他のトラブル等に関する報告等）を発注者へ提出すること。

②事業報告書

受注者は、当該年度の事業内容を明らかにした事業報告書を、発注者が指定する時期ならびに事業終了後に速やかに発注者へ提出すること。

(5) 会議及び説明会運営業務

①保護者及び生徒向けの説明会の開催

受注者は、外部指導スタッフによる指導が行われる地域クラブの生徒及び保護者を対象に、活動の趣旨や運営方法等の説明会を開催すること。

②門真市部活動地域移行推進協議会への参加

受注者は門真市部活動地域移行推進協議会（年3回程度）へ参加するほか、発注者から求められた資料を作成すること。

## (地域クラブ活動実施要件)

本業務の実施にあたり、受注者は以下の点に特に留意するものとする。なお、文部科学省が示す「部活動地域改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」別冊資料①地域クラブ活動に関する認定制度に沿った活動を実施すること。

### (1) 活動場所

市内の学校施設を利用することを原則とする。

これ以外の施設等を使用する場合には、移動に関する安全配慮等についても徹底すること。

### (2) 活動日の取扱い

#### ①活動回数について

平日3日、休日1日を原則とする。

上記に加え、大会の引率・運営についても対応すること。

#### ②1回あたりの活動時間等について

活動時間は平日1日あたり1時間程度、休日1日あたり3時間程度とする。ただし、大会の引率の場合には1日(8時間)程度とする。大会の引率の際には、生徒の指導のほか、状況に応じて審判等大会運営をサポートすること。

#### ③活動日の決定について

受注者は学校と調整のうえ翌月の活動日を決定し、速やかに発注者へ報告すること。ただし、行事等により学校のスケジュール変更があった際には、柔軟に対応すること。

#### ④指導実施困難が見込まれる場合の対応について

活動日決定後であっても、指導スタッフの体調不良や、活動の安全性が担保できない場合(風水害をはじめとした災害発生時、感染症の流行など)は、受注者の判断で活動を中止することができる。ただし、中止分の活動については別の日に活動を行うよう努めること。

### (3) 活動参加者

地域クラブ活動への参加を希望する門真市立中学校及び義務教育学校に在籍する生徒とする。

### (4) 学校との連携

学校施設及び備品・用具の借用や、学校との連絡調整については、受注者が行うものとし、施設を使用する際のルール等については、学校の要望を聞き、参加者にルール等を十分周知し、管理を行うこと。

(5) 学校施設への交通手段

指導スタッフ等は原則として、徒歩、自転車又は公共交通機関を利用するものとする。事業の実施に必要な車両の学校内への駐車を希望する場合は、事前に学校と協議すること。

(6) 配慮を要する生徒への対応

特別支援学級に在籍する生徒や外国語の対応が必要な生徒、運動誘発アレルギー反応がある生徒等については、きめ細かな配慮が必要であるため、保護者や学校への聞き取りなどにより適切に対応すること。

(7) 安全管理対策

受注者は、参加生徒の安全が確保されるよう、活動の実施に必要な設備及び物品等の安全点検を実施するとともに、参加生徒の健康状態や個人差に十分配慮し、体罰や各種ハラスメントの無い、適切な活動を行うこと。また、参加生徒の言動に注意し、活動内においていじめ、虐待の兆候がある場合には学校に相談し、連携して対応すること。各対応マニュアルを作成し、周知徹底を図るとともに、活動時常時携帯させること。また、活動における事故等対応後は発注者及び学校に報告すること。

(8) 緊急対応

活動中の事故等緊急対応のため、受注者はあらかじめ対応マニュアル、連絡体制を整備し発注者へ提出すること。また、部員及び指導スタッフの保険加入や一次対応のための備品整備については受注者が対応すること。

(9) 保護者が負担する費用（受益者負担）

活動に際して保護者が負担する費用（受益者負担）については、指導スタッフへ支払う謝金と地域クラブ活動に参加する生徒の保険料、連絡ツール等のシステム使用料に充てることを基本とすること。受益者負担については、令和7年度実績の月1,000円を基本とし、変更する場合は発注者と受注者が協議して定めることとし、追加の費用が必要な場合は、事前に発注者の許可を得ること。ただし、生活困窮世帯については受益者負担を減免する等の対応を講じることとし、減免した場合の費用負担額については発注者と協議するものとする。なお、本事業にかかる経費については、発注者が受注者に支払う業務委託費と、受注者が得る受益者負担の実費収入をもって充てることとする。すべての門真市部活動地域展開推進事業（運動部）にかかる経費から受益者負担の収入見込み額を差し引いた額を受注者に業務委託費として契約し支払う。なお、生徒の

参加状況により契約金額の変更が生じる可能性がある。

(10) 個人情報の管理

受注者は個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守し、個人情報を適正に取り扱うとともに、指導スタッフに対しても同様の取扱いを行うよう指示すること。

(11) 問い合わせ窓口の設置

本業務の契約期間中は、発注者、保護者及び学校から問い合わせを受け付ける窓口を設置すること。なお、保護者等から指導中のトラブルについて問い合わせ・相談があった場合には責任をもって対応すること

(成果品)

本業務の成果品は、本仕様書で示した各報告書及び報告書作成に使用した資料一式を提出すること。提出部数等は以下のとおりとする。

- (1) 紙媒体（製本版、A4 カラー） 5部
- (2) 電子媒体（CD-R等にデータを格納したもの） 1部

(成果品の帰属)

本業務における成果品、資料等の所有権及び著作権はすべて発注者に帰属するものとし、受注者が成果品及び資料等を公表、利用等することについては、一切これを認めない。ただし、発注者が承認した場合はこの限りでない。

(損害賠償)

受注者は、本業務の履行中に生じた事故等により、発注者及び第三者に損害等を与えた場合は、受注者が責任を負うこと。

(守秘義務)

受注者は、本業務上知り得た行政及び個人情報に係る事項を、発注者の承諾なしに利用し、または第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。

(再委託について)

受注者はこれを再委託することはできない。ただし、業務の一部については、発注者の事前の書面による承諾を得た場合に限り、再委託することができる。

(疑義)

受注者は、本業務を履行するにあたり疑義を生じた場合は、速やかに発注者と協議し信義誠実に業務の履行を図らなければならない。

**【担当者】**

連絡先：門真市中町1番1号

門真市教育委員会

学校教育課 学務・人事グループ

電話番号：06-6902-7107